

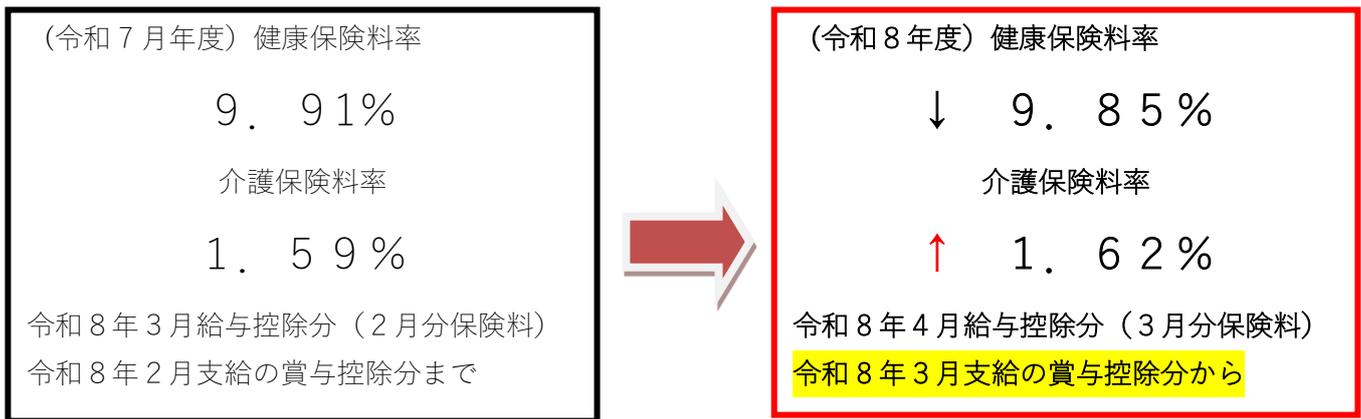


★★★★★★★★★★
お 知 ら せ
★★★★★★★★★★

株式会社 石原労務管理事務所
労働保険事務組合 千代田労務協会

【1】 令和8年3月分（4月納付分）より、健康保険・介護保険の料率が変わります

下記は「協会けんぽ東京支部」の保険料率です。



ご注意ください！！

- ① 都道府県支部別により、健康保険料率引き上げ、据え置き、引下げとそれぞれ異なります。
- ② 都道府県支部別により、健康保険料率はそれぞれ異なります。介護保険料は一律で、変更となります。
- ③ 3月分健康保険料、介護保険料については、4月給与計算時期にあわせて、各担当者より通知いたします。
- ④ 健康保険組合の保険料率変更の有無については、各担当者がそれぞれ確認し、ご連絡いたします。

【2】 令和8年4月分（5月納付分）から、社会保険料と一緒に「子ども子育て支援金」の拠出が始まります。（事業主・被保険者共に拠出）

子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、これらの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です（こども家庭庁 HP より）

「拠出の方法等」 被用者保険に加入されている方

- 支援金額（月額）は、標準報酬月額×支援金率
- 被用者保険については、国が一律の支援金率（保険料率）を示すこととしており R8年度の一律の支援金率は0.23%
- 基本的に支援金額の半分は企業が負担
- 令和8年4月保険料（5月より給与より控除）より拠出し、5月末より社会保険料と一緒に納付

詳細は [子ども・子育て支援金制度について | こども家庭庁](#) ご参照ください。

